第31号
2017/12

PVかながわ ニュースレター

Urgent Report

2012年7月以降設置の方へ緊急レポート
改正FIT法に基づく認定申請はお済みですか？

再生可能エネルギーFIT法（2012年度）制定以降、太陽光発電システムは急増し、設置構造の多様なシステムのために、地震や台風による幾多の風水害もあり、発電量の不安定状態も報告されています。2017年度に改訂した改正FIT法では、不安定要素・設備構造の規制と維持管理(O&M) を含めてオーナーの義務となりました。本誌26号(7月)でもお伝えしましたが、従来“みなし認定“されていました2012年7月以降の設置者は事業計画書を提出しないと売電できなくなる可能があり、10kW未満のシステムは12月31日までが期限です。PV-Netでは、発電事業認定申請を徹底するために、NEDOや神奈川県庁と協力し、11月24日に横浜万国橋会議センターにて、該当者対象の研修会を主催し、神奈川交流会世話人からも横谷、田辺、佐藤、木田、岡野の5名が支援し、以下のような概要で開催されました。

第1部: PV-Net 代表理事 都築　建氏

「あなたは、健全な発電オーナーですか」
～これからの太陽光発電維持管理～
これまでの会の活動報告や設備被害状況の調査から、オーナーとしての心得とシステム維持管理義務の内容でした。PV健康診断により一般家庭でも発電量の適切性は確認できることが強調され、入会されることが推奨された。

第2部：(株)ｴｺﾛｼﾞｱ代表取締役 林　彰一氏

「改正FIT法のポイント解説と手続き」
2012年7月以降設置の太陽光発電システムへの改正点、申請ルール、提出期限（今年末）の解説があり、今後のO&Mなどは10kW未満の家庭向けと低圧10kW以上50kW以下のシステム事業者向けの集中的な解説が行われて有用であった。

～申請手続きについて～

参加者から“分かり難い”との質問が多発しました。PV-Netホームページのおしらせ情報(http://www.greenenergy.jp/2216)に詳しい説明ありますのでご参照下さい。

～大切な太陽光発電維持管理（O&M）～

今後の太陽光発電システムオーナーに義務付けられたO&Mは、太陽光発電協会の保守点検ガイドラインなどを参考にすることが推奨されていますが、最低限、近隣地域での“月次単位発電量比較推移”と影などの目視チェック行いましょう。自己判断が難しい場合は近隣者への相談や設置業者へ依頼すると良いでしょう。この状況は本誌24号(5月)にも記載されていますのでご参照下さい。（岡野 記）

世話人から

連絡事項

10月29日に台風接近で中止になりました「あつぎ環境フェア」に代わり、2018年3月3日に新たな企画を計画中です。詳細は別途お知らせします。

今後の予定

2018年3月31日（土）
「フォーラム神奈川2018」
開催予定:「売る時代から使う時代へ」をテーマに検討中。ご要望などありましたご連絡ください。
会場：横浜開港記念会館

2018年4月8日（日）(予定)
ワークショップ第23回
「出前発電所をつくろう！」
会場：「かるがも」(星川駅)
時間：13:00～16:00

今月の単位発電量！

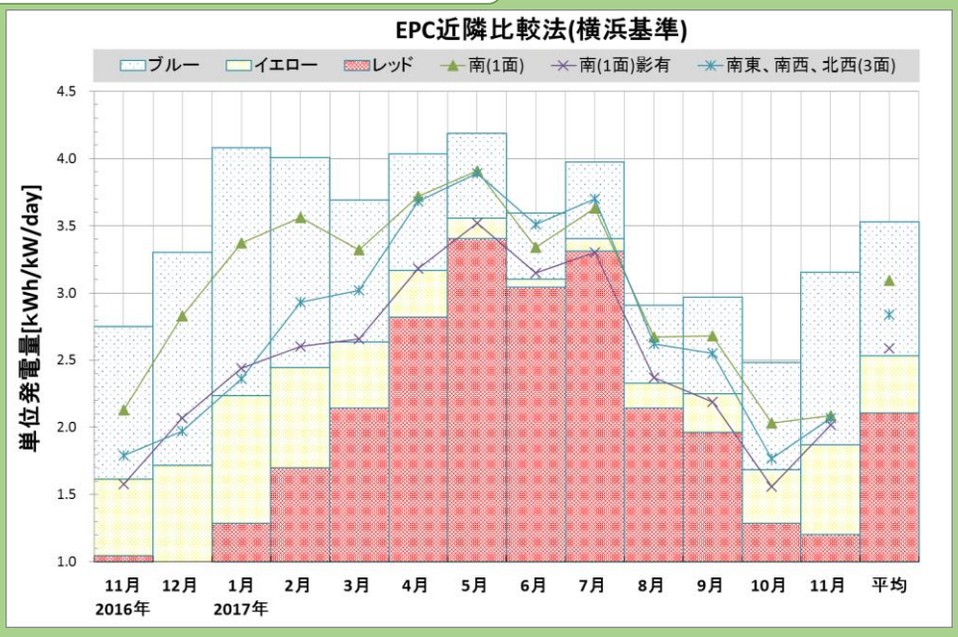

県内の発電量は11月としては比較的良かったと思います。気象庁によると「低気圧と高気圧が交互に通過し、上旬は東・西日本を中心に移動性高気圧に覆われ晴れた日が多く、中旬から下旬にかけては北日本を中心に一時的に冬型の気圧配置となり、大陸から寒気が流れ込むことが多かった。特に中旬後半から下旬前半にかけて、偏西風が南に蛇行し、真冬並みの強い寒気が流れ込んだ。東・西日本では気温が低く、上旬を中心に移動性高気圧に覆われやすかった東日本と西日本日本海側の日照時間は多く、東日本太平洋側と西日本日本海側の降水量は少なかった。」

単位発電量とは、1kWあたり、1日あたりの平均発電量です。毎月の発電量[kWh]を設備容量[kW]と日数で割ってください。平均は直近12か月の単位発電量です。一般的に単位発電量は、ブルーの範囲になることが期待されます。北西など、やや北向きがある発電所はイエローになることもありますが、レッドになる場合は、メーカなどに相談することをお勧めします。